

答申第 139 号

平成 15 年 5 月 14 日

神 奈 川 県 教 育 委 員 会
委員長 相 吉 靖 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 12 月 7 日付けで諮問された事情聴取記録一部非公開の件（諮問第 214 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の県立高等学校の修学旅行の中止に関する件について行われた事情聴取の結果報告書のうち、不服申立ての対象となった情報は、別表に掲げる部分を除いて、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成13年9月12日付けで、特定の県立高等学校(以下「本件高校」という。)の修学旅行の中止に関する件について行われた事情聴取の結果報告書(以下「本件行政文書」という。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、教育委員会が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び県の機関が行う事務に関する情報であって、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号及び第4号に該当するとして本件行政文書を一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1号該当の点について

(ア) この事件は、新聞報道等で県の教育界ではかなり知られたものであり、その関係者の学校名や学年団教職員の氏名を非公開とする必要性は全くない。また、これを公開することによって、学年団教職員個々の私的情報が流露するわけでもなく、非公開とすべき個人情報側面など認められない。

(イ) 本件調査の性格について、職員の心情や考え方等を吐露したものであるとの前提を一方的に作り、その上で職員の心情や考え方等を吐露

したものは、職務遂行に含まれないとして、これを非公開の理由としているのは不当である。

イ 条例第5条第4号該当の点について

(ア) 本件行政文書に対する請求は、通常時に行われる調査ではない、いわば学校責任者の不祥事に関する言質の公開を求めるものである。実施機関は、それを通常時の調査のあり方にすり替えて非公開理由に援用し、また一般の「監査、検査、取締り又は試験に係る事務」の場合にすり替えて、その公正さが保たれなくなるよう立論している。

(イ) 情報公開の精神からすれば、公的立場で語られているものは公開すべきである。今後の本件調査の遂行を危惧して、調査内容を公開しないとすると、情報公開制度はそもそも成り立たなくなる。

ウ その他

(ア) 不服申立人は、この事件の当事者であり、本件に関連したと思われる転任異動命令を教育委員会より受けたため、神奈川県人事委員会を被告として措置要求を内容とした訴訟を行っている。よって、本件行政文書は、事実解明のため不可欠であり、全面的な公開を強く要求する。

(イ) 人事措置が公正に行われたことを明らかにするために、むしろ教育委員会は、能動的に聴取内容を公開すべきである。

3 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の県立高等学校の修学旅行の中止に関する件について、本件高校の関係する職員の非違行為の有無・程度等について判断するために、これらの者から事情聴取を行い、その内容を記録した文書である。

本件行政文書に記載された学校名、本件高校の関係職員の氏名及び事情聴取の内容である聴取概要（以下「聴取概要」という。）については非公開

とした。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

- (ア) 関係職員の氏名は、それだけで個人の特定性・識別性が存在する。さらに、本件行政文書は、修学旅行の中止に関し職員の非違行為の有無・程度を調査する内容であり、職員が非違行為に関係しているか否かが疑われているものである。このような嫌疑の対象となっているということは、通常他人に知られたくない情報といえる。したがって、条例第5条第1号本文に該当する。
- (イ) 学校名は、本件が特定の高等学校の定時制修学旅行の中止に関するものであり、学校名を公開すると、それだけで、関係職員が識別されるおそれがあるため条例第5条第1号本文に該当する。
- (ウ) 聴取概要は、非違行為を行った疑いのある職員が、その心情や考え方等を吐露した内容を記録したものであり、またこのような疑いがあるということは他人に知られたくない性質の情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

- (ア) 本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」及び同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」には該当しない。
- (イ) 事情聴取を受けているということは、非違行為を行った嫌疑があることであり、このことから関係職員に結びつく情報は慣行として公にされている情報とはいえず、またその予定となっている情報でもない。さらにこのようなことは、他人に知られたくない情報でないことが確実であるとはいえない。よって、本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

なお、不服申立人は、この事件が新聞報道等で県の教育界ではかな

り知られたものであり、学校名及び学年団教職員の氏名を公開すべきである旨主張しているが、新聞報道については、実施機関が記者発表した事実はなく、実施機関が発表していない情報については公開すべき情報とまではいえない。

(ウ) また、非違行為の内容によっては職員に処分が与えられる場合があり、職員としての身分取扱いに係る情報に該当し、これらの情報は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれず、ただし書ウにも該当しない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

聴取概要については、これを公開することは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が生じることから、本件処分時には、条例第5条第4号に該当するとして非公開とした。しかし、本件処分後に、事情聴取概要については、公開することにより、実施機関における事務又は事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとまでは認められない旨の答申第119号が出されたことを受け、現時点では、本件についても、この答申の趣旨に沿って考えている。

(4) その他

不服申立人は、不服申立ての理由で、不服申立人が訴訟に関わっていることによる公開の必要性を主張しているが、情報公開制度は、ある特定個人ではなく、どの請求者に対しても同様に情報を公開するものであって、特定個人のための必要性は公開の根拠とはならない

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果を踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の県立高等学校の修学旅行の中止に関する件について、関係者から事情聴取を行い、その内容を記録した文書である。このうち、学校名、本件高校の関係職員の氏名及び聴取概要が非公開とされている。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指しこれらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下の判断に当たって、特に必要と認められた場合に限って、この点について触れることとする。

(ウ) 以上のことを総合的に判断すると、本件行政文書の非公開部分のうち

ち、次に掲げるものは、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

- a 事情聴取を受けた教員2名（以下「本件教員」という。）の氏名、生年月日、年齢、住所、最終学歴、教員歴、その他本件教員が識別される情報
- b 事情聴取の立会者の氏名
- c かつて本件高校の管理職にあった職員の氏名及び職名
- d かつて本件高校の管理職にあった職員の現所属

(エ) また、本件教員が心情を吐露する部分は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(オ) 生徒の私生活に関する記述の部分は、生徒の個人的な家庭の事情等が記載されており、当該部分は、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(カ) 本諮問案件は、特定の県立高等学校の修学旅行の中止に関するものであることから、学校名が公開された場合には、本件教員が識別される可能性があると考えられる。したがって、学校名は、容易に取得し得る他の情報とを照合することにより特定の個人が識別され得ると認められるので、当該情報は条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同

号ただし書工の人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア又は工のいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

- a 事情聴取の立会者のうち、本件高校の管理職にある職員の氏名については、本件教員の管理監督者としての職務の遂行に関して記載されたものであり、同号ただし書イに該当すると判断する。
- b かつて本件高校の管理職にあった職員の氏名は、本件教員の管理監督者としての職務の遂行に関して記載されたものであり、同号ただし書イに該当すると判断する。
- c 本件高校の管理職にある職員を除く事情聴取の立会者は、本件教員に対する事情聴取に立会った本件高校の職員であるが、当該職員は職務上の必要からこれに立会ったものではないと考えられるため、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。したがって、事情聴取の立会者の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、当該情報は、同号ただし書イに該当しないと判断する。
- d 次に、被聴取者である本件教員の氏名について検討する。本件行政文書は、本件教員の非違行為の有無・程度等を判断するために行われた事情聴取に関するものであり、当該事情聴取の内容によっては、本件教員に対して処分が行われる可能性があるものである。したがって、本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。このような情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、本件教員の氏名は、同号ただし書イに該当しないと判断する。
- e なお、不服申立人は、この事件が新聞報道等で県の教育界ではか

なり知られたものであり、学校名及び学年団教職員の氏名を公開すべきである旨主張しているが、本件については、実施機関自らが発表した事実は認められず、報道されたという事実をもって直ちに、これらの情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものであるとまでは認められない。

f 本件行政文書に記載されているその余の情報については、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

同号ただし書ウは、「公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

a 本件行政文書のうち、かつて本件高校の管理職にあった職員の職名は、本件教員の管理監督者としての職務遂行の内容に関して記載されたものであるため、同号ただし書ウに該当すると判断する。

b かつて本件高校の管理職にあった職員の現所属は、職務遂行の内容に関して記載されたものであるため、同号ただし書ウに該当すると判断する。

c 学校名は、前記ア(カ)で判断したとおり、本件教員が識別され得る情報であるが、本件行政文書は、本件教員に対して行われた事情聴取に関するものであり、当該事情聴取の内容によっては本件教員に対して処分が行われる可能性があるものである。したがって、学校名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、本件教員の職務遂行に関して記載されたものとは認められない。したがって、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

d 本件行政文書に記載されているその余の情報については、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(オ) 本件教員の識別につながるただし書該当情報について

a 本件教員の氏名等本件教員が識別され又は識別され得る情報は、前記ア(ウ)及び前記(イ)から(エ)までで検討したとおり、条例第5条第1号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない情

報であるため、公開することは適当でないものと判断する。

b 本件高校の管理職にある職員及びかつて管理職にあった職員の氏名は、前記(ウ) a 及び b で判断したとおり、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当するが、当該情報は、これ以外の部分の情報とを照合することにより本件教員が識別され得ると考えられるため、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述であると認められる。したがって、当該情報を公開することは適当でないものと判断する。

c かつて本件高校の管理職にあった職員の現所属については、前記(エ) b で判断したとおり、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当するが、当該情報は、それ以外の部分の情報とを照合することにより本件教員が識別され得ると考えられるため、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述であると認められる。したがって、当該情報を公開することは適当でないものと判断する。

(4) 条例第 5 条第 4 号該当性について

ア 条例第 5 条第 4 号は、「県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 聴取概要については、前記 3 (3) において実施機関が説明しているが、当該情報は、これを公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同号に該当しないと判断する。

(5) 条例第 6 条第 1 項該当性について

ア 条例第 6 条第 1 項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わせない程度に合理的に分離できるとき」は、非公開情報に係る部分を除いて、公開しなければならないと規定している。

イ 本件行政文書については、当審査会が前記（３）において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わせない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

（６）その他

ア 不服申立人は、不服申立人が訴訟に関わっていることによる公開の必要性を主張している。しかし、条例の趣旨は県民等に等しく行政文書の公開を請求する権利を保障するものであり、実施機関による公開・非公開の判断は、不服申立人の主張するような個別の事情を考慮して行われるものではなく、条例の規定に基づいて行われるものである。

イ 当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記２（２）ウ（イ）の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

５ 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 表

頁	該当部分
全頁共通	<p>学校名</p> <p>本件教員の氏名、生年月日、年齢、住所、最終学歴及び 教員歴</p> <p>かつて本件高校の管理職にあった職員の氏名及び現所属 事情聴取の立会者の氏名</p>
3	<p>16 行目最初から 14 文字目まで</p> <p>16 行目 24 文字目から 17 行目 3 文字目まで</p> <p>23 行目 14 文字目から 24 行目最後まで</p>
4	<p>14 行目 38 文字目から 17 行目 15 文字目まで</p> <p>30 行目 31 文字目から 31 行目 14 文字目まで</p> <p>38 行目 12 文字目から 39 行目最後まで</p> <p>40 行目最初から 18 文字目まで</p> <p>40 行目 26 行目から 31 文字目まで</p>
5	<p>3 行目 14 文字目から 34 文字目まで</p> <p>5 行目 21 文字目から 6 行目最後まで</p> <p>7 行目最初から 8 行目 31 文字目まで</p> <p>9 行目 28 文字目から 10 行目 6 文字目まで</p> <p>10 行目 27 文字目から最後まで</p>
6	<p>27 行目最初から最後まで</p>

備考 1 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考 2 文字数は当該行の記載のある文字について左から数えたものである。
句読点及び記号等の表記も一文字として数える。ただし、行頭の「・」
及び「 」を除く。

備考 3 行頭の「・」及び「 」はすべて公開とする。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 12 月 7 日	諮問
12 月 17 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 14 年 1 月 10 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
1 月 18 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
7 月 15 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
7 月 15 日 (第 12 回部会)	審議
8 月 13 日 (第 13 回部会)	審議
8 月 22 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
9 月 4 日 (第 14 回部会)	審議
10 月 15 日 (第 15 回部会)	審議
11 月 25 日 (第 16 回部会)	審議
平成 15 年 1 月 20 日 (第 18 回部会)	審議
2 月 3 日 (第 19 回部会)	審議
3 月 12 日 (第 20 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職 又 は 前 職	備 考
川 島 志 保	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
小 林 重 敬	横 浜 国 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成 15 年 3 月 31 日現在) (五十音順)